

皆さん こんにちは。文化財課の児玉です。暖かい日が続くようになり、春らしさを感じるようになってきました。

冬の間、自宅近くの新城川ではオオハクチョウが羽を休めていたのですが、いつの間にか姿を見かけなくなりました。気になって、下流や河口付近まで探しにいきましたが、やはり見あたりませんでした。野鳥に詳しい知人に聞いてみたところ、シベリアの繁殖地に渡るため、近くの水田で腹ごしらえをしているかもしれない。ということでした。オオハクチョウを求めて国道280号バイパスのいわゆる「かかしロード」の水田地帯を探索したところ、ようやく2つのグループ(7羽と9羽)を発見することができました。

ところで、このオオハクチョウですが、国の特別天然記念物に指定されていることはご存知でしょうか。特別天然記念物の名称は「小湊のハクチョウおよびその渡来地」とされており、最初は大正11年(1922)3月に国の天然記念物に指定され、その後、昭和27年(1952)3月に特別天然記念物に格上げされています。

動物の天然記念物指定に関しては、ニホンカモシカのように地域を定めず指定された動物のほかに、今回の「小湊のハクチョウおよびその渡来地」のように地域を定めて指定された動物があります。

「小湊のハクチョウおよびその渡来地」の指定地域は、平内町の浅所海岸を基点とする夏泊半島一帯から青森市北東部の根井川(久栗坂)まで広がっています。

文化財課には毎年のように、「オオハクチョウ」の怪我や衰弱、死骸の情報が寄せられますが、おなじオオハクチョウでも文化財課が保護しなければならないのは指定地域に存在するものであり、新城川など他の地域で発見された場合には環境部局が対応しているところですが、近年の鳥インフルエンザの影響で県や市の農林部局との連携が必要になるなど複雑化しています。

あまり知られていないのですが、「小湊のハクチョウおよびその渡来地」の保護対象は、オオハクチョウだけではありません。ハクチョウの渡来の妨げにならないよう、また良好な自然環境や景観を後世に守り伝えていくため、この地域の開発(土木工事、施設建築など)にあたっては文化財保護法に基づく許可が必要になる場合もありますので、気をつけなければなりません。

まもなく、多くのオオハクチョウがシベリアへと帰っていきますが、来年もまた青森を訪れることを期待しています。



水田に群がるオオハクチョウ